

平成 26 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
 代表者名 代表取締役社長 大西 新二
 (コード番号 3842 J A S D A Q)
 問合せ先 取締役 景山 薫
 (TEL. 03-3234-6855)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしておりますが、当社取引先との決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 44 条、第 45 条ならびに第 46 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 14 期事業年度は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 44 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より 翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p><u>第1条 第11条（株主総会の招集）の規定の変更は、平成26年7月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第2条 第12条（定時株主総会の基準日）及び第45条（剰余金の配当の基準日）の規定の変更は、平成26年4月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第3条 第20条（取締役の任期）の規定にかかわらず、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第14期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>第4条 第41条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第14期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>第5条 第44条（事業年度）の規定にかかわらず、第14期の事業年度は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第6条 第8章附則は、第14期事業年度に関する定時株主総会后、これを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成26年3月25日
定款変更の効力発生日：平成26年3月25日

4. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第14期（平成26年1月1日から平成27年3月31日まで）の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以上